

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した支援施策

1 国の令和7年度補正予算に係る交付限度額【補正予算額2.0兆円（うち食料品の物価高騰に対する特別加算：0.4兆円）】

瀬戸市交付限度額：1,118,142千円（うち食料品の物価高騰に対する特別加算：461,404千円）

2 暮らしの要素を踏まえた支援施策の方向性

- ・「**学ぶ・育む**」の充実 今年度実施した地域との懇談会での子育て世帯の意見や実情を踏まえた支援を行う。
- ・「**住む・働く**」の充実 市民の暮らしを幅広く下支えするとともに、障害者や高齢者の社会参加の促進と経済的な支援を行う。

3 施策実施にあたっての考え方

①迅速な支援

「可能な限り年内での予算化に向けた検討」「速やかな支援の実施」と通知されており、市民へスピード感を持った支援を行う。

②事務コストの削減

他市町村の動向も踏まえ、経費など事務コストを削減し、できる限り市民に交付金を還元できる支援を行う。

③負担の軽減

申請などの市民負担と支援実施に係る市職員負担を軽減し、本来の行政サービスを圧迫せず効率的な支援を行う。

4 支援施策

支援施策	令和7年度			令和8年度													
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
※（令和8年1月補正分） 子育て応援手当上乗せ + 保育園給食費高騰分（R7分） （令和8年度予算分） 水道料金減免 + 障害者の社会参加促進と経済的な支援 + 中学校給食費 + 保育園・のぞみ学園給食費高騰分		子育て応援手当上乗せ 特別加算枠 18歳以下の子ども 一人につき10千円 子育て世帯						水道基本料金 減免 3期分（R8.8-R9.1月分）基本料金全額 全世帯・全市民 3期 ← 4期 → 5期									
				障害者及び高齢者の社会参加促進と経済的な支援（交通料金助成・日常生活用具助成等の拡充・補聴器助成） 障害者世帯・高齢者													
				中学校給食費（中学校3年生無償化・中学校1・2年生高騰分） 子育て世帯 特別加算枠													
				保育園・のぞみ学園給食費高騰分 子育て世帯 特別加算枠													
令和7年度からの継続施策	子ども医療費無償化 子育て世帯																
	コンビニ交付手数料減額 全世帯・全市民																

※物価高の影響を強く受けている子育て世帯を支援するため、平成19年4月2日から令和8年3月31日までの間に出生した児童を養育する父母等に対して児童1人当たり2万円を支給するもの。

物価高騰対応重点地方創生臨時 交付金の活用について

瀬戸市

交付金の概要

■ 交付限度額

1,118,142千円

(うち食料品の物価高騰に対する特別加算 461,404千円)

■ 支援の方向性

• 暮らしの要素「学ぶ」「育む」の充実

今年度実施した地域との懇談会での子育て世帯の意見や実情を踏まえた支援。

• 暮らしの要素「住む」「働く」の充実

市民の暮らしを幅広く下支えするとともに、障害者や高齢者の社会参加促進のための経済的な支援。

活用の基本方針

① 迅速な支援

内閣府事務連絡に記載の「可能な限り年内での予算化に向けた検討」「速やかな支援の実施」に基づき、市民へスピード感を持った支援。

② 事務コストの削減

事務経費などの事務コストを可能な限り削減し、できる限り市民等へ交付金を還元できる支援。 ※事務経費：4,427千円（約0.5%）

③ 申請等事務負担の軽減

申請など市民等の負担と、支援実施に係る職員負担を軽減し、本来の行政サービス提供への影響を少なくし、効率的・効果的な支援。

事業全体像

支援施策	令和7年度			令和8年度												
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
※ (令和8年1月補正分) 子育て応援手当上乗せ + 保育園給食費高騰分 (R7分) (令和8年度予算分) 水道料金減免 + 障害者の社会参加促進と経済的な支援 + 中学校給食費 + 保育園・のぞみ学園給食費高騰分		子育て応援手当上乗せ 18歳以下の子ども 一人につき10千円 子育て世帯						水道基本料金 減免 3期分(R8.8-R9.1月分)基本料金全額 全世帯・全市民 ← 3期 → ← 4期 → ← 5期 →								
				障害者及び高齢者の社会参加促進と経済的な支援 (交通料金助成・日常生活用具助成等の拡充・補聴器助成) 障害者世帯・高齢者												
				中学校給食費 (中学校3年生無償化・中学校1・2年生高騰分) 子育て世帯 特別加算枠												
				保育園・のぞみ学園給食費高騰分 子育て世帯 特別加算枠												
令和7年度からの継続施策	子ども医療費無償化 子育て世帯															
	コンビニ交付手数料減額 全世帯・全市民															

※物価高の影響を強く受けている子育て世帯を支援するため、平成19年4月2日から令和8年3月31日までの間に出生した児童を養育する父母等に対して児童1人当たり2万円を支給するもの。

事業内容

【① 子育て世帯支援】

	項目	内容	実施時期	交付金対象額
1	子育て応援手当 上乘せ	<p>18歳以下の子ども一人につき10,000円を支給。 ※国の実施する子育て応援手当(物価高の影響を強く受けている子育て世帯を支援するため、平成19年4月2日から令和8年3月31日までの間に出生した児童を養育する父母等に対して児童1人当たり2万円を支給)と併せて、支給。</p> <p>【効果】子ども一人当たり 10,000円</p>	令和8年2月～	<p>交付金対象額 185,000千円 <u>※1月臨時議会</u></p> <p>【内訳】 10,000円 × 18,500人)</p>
2	中学校給食費の支援	<p>令和8年度の中学校給食費を中学3年生は無償、中学1・2年生は物価高騰分を減免</p> <p>【効果】中学及び特別支援学校1・2年生年間 約7,000円/人 中学及び特別支援学校3年生 年間 約57,000円/人</p>	令和8年4月分～令和9年3月分	<p>交付金対象額 78,410千円</p> <p>【内訳】 1・2年生 14,288千円 3年生 64,122千円</p>
3	保育園・のぞみ学園給食費の減免	<p>令和7年度及び8年度の保育園・のぞみ学園の給食費の物価高騰分を減免(令和7年から継続)</p> <p>※令和7年7月分から9月分は令和7年度12月補正予算措置済み</p> <p>【効果】子ども一人当たり 年間 5,400円</p>	令和7年4月分～6月分、令和7年10月分～令和8年3月分、令和8年4月分～令和9年3月分	<p>交付金対象額 14,751千円(R7年分) 11,491千円(R8年分) <u>※令和7年度分のみ1月臨時議会</u></p> <p>内訳 450円 × 2,090人 × 12月</p>
4	子ども医療費の無償化	<p>出生から高校卒業(18歳年齢到達年度末)までの子どもの外来・入院に係る医療費を無償化(令和7年から継続)</p> <p>※令和7年度分は令和7年度9月補正予算措置済み</p>	令和7年4月分～令和9年3月分	<p>交付金対象額 124,600千円</p> <p>内訳 前年度予算参考</p>

事業内容

【② 全世帯・全市民・事業者支援】

	項目	内容	実施時期	交付金対象額
1	水道基本料金の減免	令和8年度の水道基本料金を3期分(令和8年8月分から令和9年1月分まで)を減免 ※詳細は別紙参照	令和8年8月分～令和9年1月分	交付金対象額 454,235千円 【内訳】 給水料(基本料金のみ) 450,649千円 システム改修費 3,300千円 システム更正作業 286千円)
2	コンビニ交付手数料の減額	証明書等のコンビニ交付手数料減額(100円)(令和7年から継続)	令和8年4月～9月	交付金対象額 3,492千円 内訳 消耗品・システム作業費 641千円 補助額は前年度予算参考

～水道基本料金の減免～

全世帯・事業者支援

口径	1期分 基本料金（消費税含む）	3期分 減免額
13mm	2,233円	6,699円
20mm	2,739円	8,217円
25mm	3,014円	9,042円
40mm	3,289円	9,867円
50mm	9,152円	27,456円
75mm	14,399円	43,197円
100mm	15,246円	45,738円
150mm	32,615円	97,845円

※【ボリュームゾーン】一般家庭は13mm・20mm、事業者は25mm以上

※利用比率のうち、事業者は全体の約6.5%

事業内容

【③ 障害者・高齢者の社会参加促進と経済的な支援】

	項目	内容	実施時期	交付金対象額
1	障害者 交通料金補助 の拡充	タクシー券・ガソリン券(いずれか選択)、福祉タクシー券、就労先への交通費 助成拡充 ※詳細は別紙参照	令和8年4月分～	交付金対象額 16,193千円 内訳 拡充分券 印刷費 200千円 助成額 15,993千円
2	障害者 日常生活の給 付新設	非常用電源装置(人工呼吸器バッテリー等)、人工内耳電池 購入費助成 ※詳細は別紙参照	令和8年4月分～	交付金対象額 5,375千円
3	障害者 日常生活の給 付拡充	ストーマ用装具、紙おむつ 給付上限額拡充 ※詳細は別紙参照	令和8年4月分～	交付金対象額 2,115千円(市負担分)
4	高齢者 補聴器購入の 助成新設	65歳以上の非課税世帯の高齢者のうち、両耳の聴力レベルが30dB以上で聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象とならない人、医師により補聴器が必要と認められた人への補助(購入費1/2 上限30,000円)	令和8年4月分～	交付金対象額 2,850千円 内訳 30,000円×95人

～障害者支援施策の拡充～

障害者及び高齢者の社会参加促進のための経済的な支援

交通料金助成

《タクシー券》

月：3枚→**4枚**
年間：36枚→**48枚**
18,000円→24,000円

年間**6,000円増額**

《ガソリン券》

月：10L→**15L**
年間：120L→**180L**
18,000円→27,000円

年間**9,000円増額**

《福祉タクシー券》

月：3枚→**4枚**
年間：36枚→**48枚**
36,000円→48,000円

年間**12,000円増額**

《就労先への交通費》

上限 月額2,000円
→ 月額上限額撤廃

拡充

日常生活用具

《非常用電源装置
(人工呼吸器バッテリー等)》
給付上限額:**200,000円**

《人工内耳電池》
給付上限額:**30,000円**

新設
購入
補助

《ストーマ用装具、紙おむつ》
給付上限額を月500円増額

年間**6,000円増額**

拡充
給付
上限額
UP